

瀬戸市ごみ減量活動奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自主的に資源物の回収活動をする団体（以下「回収団体」という。）に対し、奨励金を交付することにより、紙類等資源物の集団回収活動を促進し、ごみの資源化及び減量を図ることを目的とする。

(交付対象)

第2条 奨励金の交付対象となる回収団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市民が主体となり活動する団体であること。
- (2) 市内に活動拠点をもつ団体であること。
- (3) 営利を目的としない団体であること。

(対象品目)

第3条 奨励金の交付対象となる資源物（以下「資源物」という。）の品目は紙類、古布、アルミ缶及びスチール缶とする。

(交付条件及び交付額)

第4条 市長は、回収団体はその活動として資源物を1トン以上回収した場合（回収団体が自ら運営する資源回収ボックスにより回収した場合を含む。）、当該回収した資源物の総重量（100キログラム未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げる。以下同じ。）に100キログラム当たり400円を乗じた額を奨励金として交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、回収団体が自ら資源物を各戸から回収した場合は、同項の規定により算出した額に、当該回

収した資源物の総重量に100キログラム当たり200円を乗じた額を加えた額を奨励金として交付するものとする。

3 奨励金の上限は、1団体につき市の会計年度内において20万円とする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする回収団体は、資源物の回収活動を行った年度内に瀬戸市ごみ減量活動奨励金交付申請書(様式第1号)に、計量伝票、資源物回収内訳書(様式第2号)及び活動内容が記載された書面を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前条第2項の規定により回収団体が各戸から自ら回収した場合は、前項に規定する書類のほか、自ら回収したときの写真を添えて申請しなければならない。

3 第1項の申請は、10月及び3月の年2回とし、その申請の期限は市長が別に定める。

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をし、瀬戸市ごみ減量活動奨励金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(請求)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた回収団体は、速やかに瀬戸市ごみ減量活動奨励金請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求に基づき奨励金を交付するものとする。

(検査及び返還等)

第8条 市長は、奨励金の交付について、回収団体に対し、必要に応じ報告を求め、又は検査をするものとする。

2 市長は、回収団体が不正な手段により奨励金の交付を受けたことが判明したときは、奨励金の返還を求めるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。